

# 耐震改修促進に向けた取組・支援

## 福岡県及び各市町村の木造住宅に係る耐震改修補助等

福岡県では、「福岡県木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金制度」を創設し、木造戸建て住宅の耐震改修工事に対する助成事業を実施する市町村を通じて、平成23年度から平成27年度の間、上乗せして助成を行います。現在(平成23年10月時点)福岡県の助成制度が活用できるのは、北九州市、福岡市、久留米市、福津市の4市です。(宗像市は独自で行っています。)制度の内容、助成の条件、金額等の詳細は、お住まいの各市の窓口でご確認下さい。

※耐震設計への補助制度や、木造戸建て住宅耐震建替費の補助制度を有している市もありますので、詳細は各市の窓口へ事前に相談・協議を行って下さい。

※工事が既に完了している場合は、この事業の対象となりません。

### ■表)県内各市の住宅耐震改修工事費補助について

補助対象住宅:昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、2階建て以下の木造戸建て住宅(注:その他条件があります。)

|      | 北九州市                                       | 福岡市  | 久留米市   | 宗像市(独自助成)  | 福津市  |
|------|--|--|--|--|--|
| 補助金額 | 1戸につき70万円(耐震設計の補助金交付を受けている場合はその額を控除した額)を上限 | 1戸につき70万円を上限とし、耐震改修工事に要する額の46%に相当する額と延べ面積に32,600円を乗じて得た額の46%に相当する額のどちらか低い額 | 耐震改修工事の46%の額と、改修延べ床面積(m <sup>2</sup> )×32,600円×46%の額のうち低い額(1戸当たり80万円が上限) | 耐震改修工事費:30万円(市内事業者と当該改修工事の請負契約を締結した場合は50万円)を限度とし、耐震改修工事費の1/3相当の額 | 1戸につき60万円を上限とし、耐震改修工事の50%の額と、延べ床面積×32,600円×50%の額のどちらか低い額(ただし、福津市内事業者による改修工事に限る。) |
| 問合せ先 | 建築指導課<br>tel:093-582-2531                  | 企画・耐震推進課<br>tel:092-711-4580   | 建築指導課<br>tel:0942-30-9089  | 生活安全課<br>tel:0940-36-5050  | 都市計画課<br>tel:0940-52-4956  |

注:補助対象、補助金額等の詳細は必ず各市の担当窓口へご確認ください。

## 住宅等に係る耐震改修促進税制

### ■所得税

個人が、平成25年12月31日までの間に、自らの居住の用に供する昭和56年5月31日以前に建築された住宅(現行の耐震基準に適合しないものに限る。)について、現行の耐震基準に適合させる一定の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当(20万円を上限)を所得税額から控除するもの。

※住宅耐震改修のための一定の事業を定めた計画の区域内に住宅であることや、住宅耐震改修証明書(発行:市町村長)の添付等が必要となります。

### ■固定資産税

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、現行の耐震基準に適合させる一定の耐震改修工事(工事費用1戸あたり30万円以上のもの)を行った場合、当該住宅に係る固定資産税(1戸あたり120m<sup>2</sup>相当分まで)を以下のとおり減額するもの。

①平成18~21年に工事を行った場合:3年間1/2に減額

②平成22~24年に工事を行った場合:2年間1/2に減額

③平成25~27年に工事を行った場合:1年間1/2に減額

※固定資産税減額証明書(発行:市町村又は建築士事務所)に所属する建築士等)等の添付が必要です。

### ■問い合わせ先

●所得税については、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

●固定資産税については、各市町村の窓口にお問い合わせ下さい。

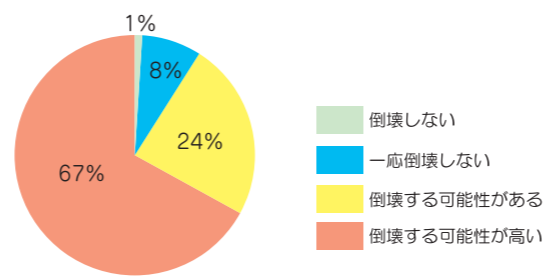
## 制度創設の背景と診断結果状況

国土交通省の試算によって、全国の木造戸建て住宅の約41%が、地震による倒壊の危険があると推測されており、先の福岡西方沖地震によっても木造住宅はかなりの被害を受けました。さらに被害を受けた方々の中には、補修工事の無料相談などで、工事や契約に関するトラブルに巻き込まれるケースも多く報告されています。

このような問題に対し、ご自宅に不安を感じている県民の方へ「耐震診断アドバイザー」を現地に派遣する仕組みです。

平成17年6月より実施している「耐震診断アドバイザー」制度の診断結果は、右グラフのとおりです。「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」とされたものが、9割以上を占める診断結果となっています。

これまでの診断結果(H17.6~H23.3末 1,114件)



お問い合わせ・お申し込みは、こちらまで

あなたのお住まいをより長くより快適に  
住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局

生涯あんしん住宅(福岡県在宅ケア対応モデル住宅) 春日市原町3-1-7(クローバープラザ内) 月曜休館  
TEL:092-582-8061 FAX:092-582-8162

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡東オフィス3F  
TEL:092-781-5169 FAX:092-715-5230 ホームページ http://www.fkjo.or.jp

制度お問い合わせ先

福岡県建築都市部 住宅計画課 計画係  
建築指導課 建築指導係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL:092-651-1111  
FAX:092-643-3737

# 耐震診断 アドバイザー制度



地震に強い家づくりを応援します!



## 耐震診断アドバイザー制度とは

建物について、築年や地盤の情報、壁の位置や屋根の仕様などを調査するアドバイザーを現地へ派遣し、地震に対する強さを総合的に検討します。

